

長崎県ブランド農産加工品「長崎四季畑」認証制度 募集要項

1 目的

長崎県ブランド農産加工品認証制度は、長崎県産農産物を原料として、県内で製造又は販売されている農産加工品の中から、全国に誇れる農産加工品を認証し、認証商品を広く県内外に PR するとともに、販売支援等に取り組み、県内農林業の生産振興と農山村の活性化を推進することを目的とします。

2 対象農産加工品

長崎県産農産物（農林畜産物）を原材料に使用し、原則として長崎県内で製造された農産加工品であることとします。なお、農産加工品の分類としては、食品表示法の食品表示基準に定められている加工食品の分類のうち以下のものすべてを対象とします。

- (1) 野菜加工品（漬物、乾燥しいたけ等）
- (2) 果実加工品（ジャム等）
- (3) 茶、コーヒー及びココアの調製品（茶等）
- (4) めん・パン類（うどん、素麺等）
- (5) 菓子類（洋菓子、和菓子等）
- (6) 豆類の調製品（豆腐等）
- (7) その他の農産加工品
- (8) 食肉製品（ハム等）
- (9) 酪農製品（アイスクリーム等）
- (10) 加工卵製品
- (11) その他の畜産加工品
- (12) 調味料及びスープ（みそ、しょうゆ等）
- (13) 食用油脂（食用植物油等）
- (14) 調理食品（レトルトカレー等）
- (15) その他の加工食品
- (16) 飲料等（ドリンク茶等） ※酒類は含みません。

3 認証申請者の資格

認証の申請ができる者は、長崎県内において食品加工を営む者又は、原則として申請商品の販売元となっている長崎県内の販売業者等とします。

4 募集期間

令和7年〇月〇日（〇）～ 令和7年7月31日（木）（必着）

5 申請書類

- (1) 申請書一式（様式1、出荷証明書（様式1－1）、誓約書（様式1－2）、同意書（様式1－3a、様式1－3b））

(2) 食品衛生監視票又は HACCP 認定機関発行の認定書類 ※写しでも可

- ・ 食品衛生監視票については、令和6年4月1日以降に発行されたもの。お手元に無い場合は、最寄りの保健所にご相談ください。
- ・ HACCP 認定機関発行の認定書類については、申請時点で認定されていることが確認できるもの。

(3) 県税に関し未納がないことを証する証明書 ※写しでも可

(4) 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（課税事業者のみ）※写しでも可

6 申込先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県農林部農産加工流通課 「長崎四季畑」担当 宛

TEL : 095 (895) 2996 FAX : 095 (895) 2592

E-mail : s07065@pref.nagasaki.lg.jp

7 申請料

無料。ただし、申請にかかる経費（審査会の経費含む。）は申請者負担とします。

8 審査について

以下の認証基準に基づいて審査を行い、認証商品を決定いたします。

(1) 加工品基準

- ① 商品の特徴づける原材料として県産農産物を使用していること。
- ② 原則として、長崎県内で製造されたものであること。
- ③ 食品添加物の使用にあたっては国の基準に準拠すること。
- ④ 表示等に関する各種法律を遵守していること。

(2) 衛生基準

- ① 衛生的な施設で加工製造されていること。（食品衛生監視票において該当する項目の80%以上の得点を得ていること。若しくは、食品衛生監視票の場合と同等以上の内容でHACCP認定を受けていること。また、防虫・防鼠対策が取られていることが確認できること。）
- ② 認証商品を製造するにあたって専用の施設で製造していること。

(3) 商品基準

① 長崎県らしさ

使用している原材料、商品の味、パッケージ等において長崎県のイメージを伝えることができる商品であること。（別表の品目を使用していること）

② 味・品質

味や品質が、ブランド商品としてふさわしいもの。

③ 商品力

商品の販売実績が1年以上あり、消費者に支持されるものであること
（令和6年11月30日時点で1年以上の販売実績があるもの）

④ 事業性

商品の販売拡大の計画を有し、原材料である長崎県産農産物の生産拡大が期待できるものであること。

(4) 補足説明

- ① 上記(1)、(2)については、予備審査(申請書類の書面確認及び新規の方※は、製造所の現地調査)を行います。

※ 申請にあたって、すでに 2 対象農産加工品 で同分類の商品の認証を受けている方や、昨年度申請し予備審査を通過した商品は現地確認を省略します。

- ② 上記(3)については、各専門家による総合審査会を開催し、食味審査等を行います。申請者には、申請商品を提供いただくとともに、総合審査会にご出席いただき、商品のPRを行っていただきます。
- ③ 今年度更新となる既存の認証商品については、商品の味、デザイン等に変更がない場合に限る、予備審査(申請書類の書面確認)のみとします。

9 認証期間

認証から3年間(認証の日から3年経過後の3月末日まで)

10 認証のメリット

- (1) 認証マークが使用できます

認証証書を交付し、商品に認証マークの使用が可能となり、県の認証商品として、付加価値がつけます。

- (2) 県の重点PR商品として販売を支援します

イベントやプレゼントキャンペーン等の実施によりPRします。

商談シート作成アドバイスやWEB商談等により販路拡大を支援します。

- (3) 商品力の向上につながります

審査において、専門家(学識経験者、流通、小売業、料理人等)の審査を受けるため、専門家の意見を今後の商品力向上にいかすことができます。

11 その他注意事項について

- (1) 申請にあたって、虚偽の記載等があった場合は、認証を取り消す場合があります。

- (2) 認証商品であっても食品表示及び商標権等の知的財産権に関する問題等が生じた場合は、認証を取り消す場合があります。

- (3) 申請者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、申請者の責任において必要な許可を得てください。万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、県側に発生した損害を含め、申請者の負担と責任において対応いただきます。

※ 申請者の責任において事前に商標調査を行ったり、専門家に相談するなど、トラブルが発生しないよう必要な措置をお願いします。

(別表)

農林業・農山村活性化計画の主要農林産物（地域別振興方策掲載を含む）					
穀類	米	小麦	大麦	裸麦	大豆
	そば	かんしょ			
野菜	だいこん	にんじん	たまねぎ	トマト	レタス
	いちご	アスパラガス	ばれいしょ	ブロッコリー	きゅうり
	すいか	かぼちゃ	たかな	とうがらし	ニンニク
果樹	温州みかん	びわ	中晩柑類		
工芸	茶				
畜産	牛肉	豚肉	牛乳	鶏肉	鶏卵
特用林産物	原木しいたけ	菌床しいたけ	椿油		

未来を創る園芸産地振興計画					
重点推進品目	ばれいしょ	いちご	アスパラガス	トマト	だいこん
	レタス	にんじん	たまねぎ	ブロッコリー	
	みかん	中晩柑	びわ	茶	
地域推進品目	はくさい	かぼちゃ	いんげん	にら	しょうが
	スイートコーン	きゅうり	メロン	ほうれんそう	すいか
	にがうり	白ねぎ	なす	そらめめ	たかな
	実えんどう	さやえんどう（スナップえんどう）	こまつな		パプリカ
	梨	桃	ぶどう	キウイフルーツ	

戸別所得補償制度の戦略品目			
麦	大豆	そば	なたね

長崎の伝統野菜					
辻田白菜	長崎赤かぶ	長崎白菜（唐人菜）	長崎たかな	長崎紅大根	枝折れなす
長崎長なす	大しょうが	夏ねぎ	わけぎ	雲仙こぶ高菜	木引かぶ
にんにく	からしれんこん	もちとうもろこし	こんにゃく		

地域産業資源活用事業の事業促進に関する基本構想に記載された農産物					
きゅうり	だいこん	にんじん	はくさい	たまねぎ	トマト
ブロッコリー	レタス	大豆	いちご	すいか	アスパラガス
雲仙こぶ高菜	メロン	にがうり	ばれいしょ	しょうが	
みかん	中晩柑	びわ	ぶどう	なし	もも
ザボン	ブルーベリー	オリーブ	ゆうこう	マーコット	カーネーション
米	麦	茶	そば	サツマイモ	キク
牛(肉、乳)	豚(肉)	鶏(肉、卵)	イノシシ(肉)	鹿	
はちみつ	つばき	しいたけ	落花生	銀杏の実	

※以上のほかに、今年度地域産業資源の指定を計画しているもの等について
市町長の推薦文書がありましたら、応募可能です。